

『北竜台D街区商業施設』の 大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出についてのお知らせ

■ ご案内の趣旨

このたび株式会社新都市ライフホールディングスは、大規模小売店舗立地法第6条第2項に基づく変更の届出を令和6年11月22日付で、茨城県に対して行いました。

つきましては地元の皆様方に変更計画の内容を周知させていただくため、本書面においてご案内いたします。
※本書面の内容は当該店舗においても同様の内容を掲示しております。

■ 施設の概要

1. 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称：北竜台D街区商業施設
所在地：龍ヶ崎市小柴1丁目7

2. 建物設置者の名称及び住所

名称：株式会社新都市ライフホールディングス
住所：東京都新宿区西新宿六丁目5番1号

■ 変更の概要

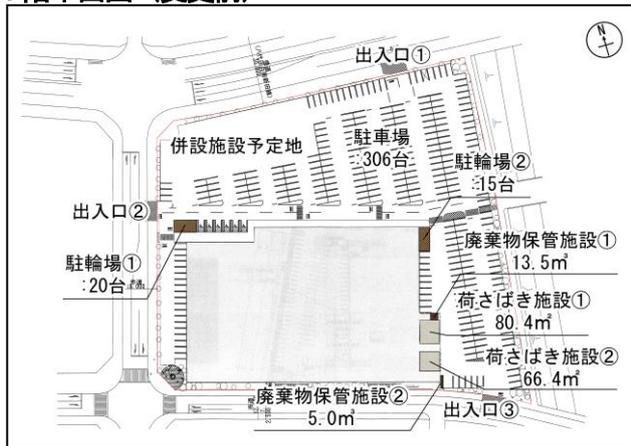
1. 変更しようとする事項

	変更前		変更後	
	①荷さばき施設の位置及び面積	荷さばき施設① 80.4㎡	荷さばき施設② 66.4㎡	荷さばき施設① 80.4㎡
	—	—	荷さばき施設③ 146.5㎡	—
	合計	146.8㎡	合計	293.3㎡
②廃棄物等の保管施設の位置及び容量	廃棄物保管施設①	13.5㎡	廃棄物保管施設①	13.5㎡
	廃棄物保管施設②	5.0㎡	廃棄物保管施設②	5.0㎡
	—	—	廃棄物保管施設③	24.5㎡
	合計	18.5㎡	合計	43㎡
③小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻	午前9時00分～午後9時00分		午前9時00分～午後9時00分 (一部 午前9時00分～翌午前0時00分)	
④駐車場を利用することができる時間帯	午前8時30分～午後11時00分		午前8時30分～翌午前0時30分	
⑤荷さばきを行うことができる時間帯	午前9時00分～午後9時00分		午前6時00分～午後9時00分	

2. 届出年月日 令和6年11月22日

3. 変更年月日 ①②：令和7年7月23日(予定) ③④⑤：令和6年11月25日

■ 1階平面図(変更前)



■ 1階平面図(変更後)



■ お問い合わせ先(受付：月～金 10:00～18:00)

株式会社エスパシオコンサルタント
所在地：東京都中央区新川一丁目6番1号
電話：03-6222-2209 担当：環境企画部 説明会係

この掲示に関する届出書類及び添付書類は、令和6年12月9日から令和7年4月9日まで、茨城県産業戦略部 中小企業課で閲覧できます。

大規模小売店舗立地法に関する詳しい情報は、県庁中小企業課ウェブサイトをご覧ください。

<http://www.pref.ibaraki.jp/shokorodo/chusho/shogyo/daiten/jumin.html> (「茨城県 大店法」で検索)